

2 長 社 号 外
令和2年4月30日

各社会福祉施設等 代表者 様
各介護保険事業所 代表者 様

長崎県長寿社会課長
(公印省略)

介護サービス事業所によるサービス継続について (依頼)

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」や「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」(令和2年3月19日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡)などで示され、対応をいただいているところです。

このたび、4月16日に全国へ緊急事態宣言が発出され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年4月16日日付変更))において、「高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者(生活支援関係事業者)」については、事業の継続を要請するものとされており、介護サービス事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要とされています。

つきましては、県といたしても、各介護サービス事業所において、感染防止対策を徹底したうえで、サービスを継続的に提供していただきますよう改めてお願いいたします。

なお、感染防止等の観点から、やむを得ず事業所を休止やサービスの縮小を行う場合には、事前に県あてご連絡をさせていただきますよう、よろしくごお願いいたします。

記

【通知の内容】

- ・介護サービス事業所によるサービス継続について(令和2年4月24日付介護保険最新情報 Vol.824)

【掲載箇所】

長崎県ホームページ→組織で探す→福祉保健部・長寿社会課→長寿社会課から事業者の皆様へのお知らせ→インフルエンザ対策・熱中症予防・感染症対策など→新型コロナウイルス関連肺炎

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/jigyousya-oshirase/taisaku-jigyousya-oshirase/>

【その他長崎県からのお知らせ】

長崎県ホームページのトップページ

「重要なお知らせ(新型コロナウイルス感染症について)」

<http://www.pref.nagasaki.jp/>

担当：長崎県長寿社会課 施設・介護サービス班 TEL：095-895-2436 FAX：095-895-2576
